

健 第 1237 号  
平成28年12月16日

(公社) 岡山県医師会長 殿  
(一社) 岡山県病院協会長 殿  
(一社) 岡山県薬剤師会長 殿  
岡山県病院薬剤師会長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の  
一部改正について

結核対策の推進については、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

当該改正について貴会におかれましても、貴会員への周知について御配慮いただきますようよろしくお取り計らい願います。

なお、この通知については、次のアドレスからも御覧頂けます。

〈岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ〉

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

記

別添1 「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の  
一部改正について

別添2 新旧対照表

健 第 1237 号  
平成28年12月16日

結核診療基幹病院長 殿

岡山県保健福祉部健康推進課長

「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の  
一部改正について

結核対策の推進については、日頃から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

なお、この通知については、次のアドレスからも御覧頂けます。

〈岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ〉

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/hohuku/tuuchi/top.htm>

記

別添1 「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の  
一部改正について

別添2 新旧対照表

# 写

健感発1125第3号  
平成28年11月25日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公印省略)

「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の12第1項に規定する結核登録票に登録されている者の病状に関する診断結果の把握について、結核対策の重点化・効率化を図る観点から、「結核登録票に登録されている者の病状把握の適正な実施について」(平成22年1月28日健感発0128第2号各都道府県・政令市・特別区衛生主管部(局)長宛て当職通知)を別紙のとおり改正した。については、貴管内関係機関等に周知いただくとともに、登録者の病状把握のより適正な実施をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言とし、平成28年11月25日から適用する。